

令和 6 年 2 月 2 1 日

第 1 回 廿 日 市 市 議 会 議 案 説 明 書
(第 1 回 定 例 会)

廿 日 市 市

第 1 回 廿日市市議会議案説明書目次

報告第 2 号	専決処分事項の報告について	1
議案第 1 2 号	廿日市市監査委員条例等の一部を改正する条例	3
議案第 1 3 号	廿日市市職員定数条例の一部を改正する条例	5
議案第 1 4 号	職員の育児休業等に関する条例及び会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	7
議案第 1 5 号	廿日市市手数料条例の一部を改正する条例	1 1
議案第 1 6 号	廿日市市市民センター条例の一部を改正する条例	1 5
議案第 1 7 号	廿日市市手数料条例の一部を改正する条例	1 7
議案第 1 8 号	廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	1 9
議案第 1 9 号	廿日市市漁港管理条例及び廿日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例	2 1
議案第 2 0 号	廿日市市こども医療費支給条例の一部を改正する条例	2 3
議案第 2 1 号	廿日市市介護保険条例の一部を改正する条例	2 5
議案第 2 2 号	廿日市市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	2 7
議案第 2 3 号	廿日市市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	3 3
議案第 2 4 号	廿日市市指定介護予防支援等の事業の人員及び	3 7

	運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防 のための効果的な支援の方法に関する基準を定 める条例の一部を改正する条例	
議案第 2 5 号	廿日市市指定居宅介護支援等の事業の人員及び 運営に関する基準を定める条例の一部を改正す る条例	…… 4 1
議案第 2 6 号	廿日市市吉和魅惑の里設置及び管理条例を廃止 する条例	…… 4 5
議案第 3 5 号	過疎地域持続的発展計画の変更について	…… 4 7
議案第 3 6 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に ついて	…… 4 9
議案第 3 7 号	財産の減額譲渡について	…… 5 1
議案第 3 8 号	財産の取得について	…… 5 5
議案第 3 9 号	市道路線の認定及び廃止について	…… 5 7
議案第 4 0 号	財産の取得について	…… 6 1
議案第 4 1 号	財産の取得について	…… 6 3
議案第 4 2 号	財産の取得について	…… 6 5
議案第 4 3 号	廿日市市固定資産評価審査委員会委員の選任の 同意について	…… 6 7
議案第 4 4 号	廿日市市監査委員の選任の同意について	…… 6 9
議案第 4 5 号	廿日市市公平委員会委員の選任の同意について	…… 7 1
議案第 4 6 号	廿日市市教育委員会委員の任命の同意について	…… 7 3
諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることに ついて	…… 7 5

(報告第2号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

(教育委員会)

1 専決処分した理由

令和5年11月30日阿品台西小学校での体育委員会の活動中、担当教職員の指示で使用したグラウンド整備用具を片付けるため、児童が運んでいた同用具の端が、駐車場に駐車していた小型乗用自動車の後部に接触し、同車に損傷を与えた。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 73,150円

3 専決処分年月日

令和6年1月30日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(2) 市長の専決処分事項

第4号 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

5 参照法令

国家賠償法

第1条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

(議案第 12 号)

廿日市市監査委員条例等の一部を改正する条例

〔 人 事 課 〕
〔 観 光 課 〕
〔 下水道経営課 〕

1 提案の要旨

地方自治法等の一部が改正されたことにより、条例で引用している同法の規定が移動したことに伴い、次のとおり関係条例の規定の整理を行うとするものである。

条 例 名	内 容
廿日市市監査委員条例	引用条項を整理する。
昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例	
市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例	
廿日市市国民宿舎事業の設置等に関する条例	
廿日市市下水道事業の設置等に関する条例	

2 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

(議案第 13 号)

廿日市市職員定数条例の一部を改正する条例

(人 事 課)

1 提案の要旨

定員管理計画の見直しによる職員数の増加等に伴い、条例で定める職員の定数を次のように改正しようとするものである。

区 分	現 行	改正案	増 減
市長の事務部局の職員 (社会福祉法(昭和26年法律第45号)第16条に規定する所員を含む。)	800人	819人	19人
議会の事務部局の職員	9人	9人	0人
教育委員会の事務部局及び 教育機関の職員	76人	69人	△7人
選挙管理委員会の事務部局 の職員	3人	4人	1人
監査委員の事務部局の職員	5人	5人	0人
農業委員会の事務部局の職 員	3人	4人	1人
消防機関の職員	179人	185人	6人
合計	1,075人	1,095人	20人

2 施行期日

令和6年4月1日

3 根拠法令

(1) 地方自治法

第172条

③ 第1項の職員の定数は、条例でこれを定める。ただし、臨時又は非常勤の職については、この限りでない。

第 1 9 1 条

- ② 書記長、書記その他の常勤の職員の定数は、条例でこれを定める。
但し、臨時の職については、この限りでない。

(2) 社会福祉法

第 1 6 条 所員の定数は、条例で定める。（以下略）

(3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第 1 9 条 前条第 1 項及び第 2 項に規定する事務局の職員の定数は、当該地方公共団体の条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

第 3 1 条

- ③ 前 2 項に規定する職員の定数は、この法律に特別の定がある場合を除き、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

(4) 農業委員会等に関する法律

第 2 6 条

- ② 職員の定数は、条例で定める。

(5) 消防組織法

第 1 1 条

- ② 消防職員の定員は、条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職については、この限りでない。

(議案第 14 号)

職員の育児休業等に関する条例及び会計年度任用職員の給与、
旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(人 事 課)

1 改正の理由

職員の給与に関する条例の給料表及び期末手当の支給割合の改定を踏まえ、会計年度任用職員の給料表及び期末手当の支給割合を改定し、及び地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員の勤勉手当に関する規定が整備されることに伴い、会計年度任用職員に対して支給する勤勉手当に関し必要な事項を定めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 給料表の改定

給料表を、行政職給料表の改定に準じて改定する。

(2) 期末手当の支給割合の改定

期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

支給月	現 行	改 正 案	
		ア 令和 5 年度	イ 令和 6 年度以降
6 月	100 分の 125	100 分の 125	100 分の 122.5
1 2 月	100 分の 125	100 分の 130	100 分の 122.5

(3) 勤勉手当の支給等

ア 勤勉手当は、6 月 1 日及び 1 2 月 1 日にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める職員を除く。）に支給するものとし、その算定方法等について定める。

イ 勤勉手当の支給割合を次のとおり定める。

支給月	支給割合
6 月	100 分の 102.5
1 2 月	100 分の 102.5

(4) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日等

- (1) 公布の日から施行する。ただし、2の(2)のイ、(3)及び(4)は、令和6年4月1日から施行する。
- (2) 2の(1)は、令和5年4月1日から適用する。
- (3) 2の(2)のアは、令和5年12月1日から適用する。
- (4) 2の(1)にかかわらず、次の会計年度任用職員以外の会計年度任用職員として任用された期間の令和5年度中の給与については、なお従前の例による。

ア 第2号会計年度任用職員

イ 基本報酬が月額で定められている第1号会計年度任用職員

ウ ア及びイに掲げるもののほか、期末手当の支給対象となる第1号会計年度任用職員

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第203条の2 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

④ 普通地方公共団体は、条例で、第1項の者のうち地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に対し、期末手当又は勤勉手当を支給することができる。

⑤ 報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第204条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記

その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。
- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

(2) 地方公務員法

第24条

- ② 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。
- ⑤ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

会計年度任用職員給料表（改定比較表）

（単位：円、％）

級 号給	1 級				2 級				3 級			
	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率
1	150100	162100	12000	8. 0	198500	208000	9500	4. 8	234400	240900	6500	2. 8
2	151200	163200	12000	7. 9	200300	209700	9400	4. 7	236000	242400	6400	2. 7
3	152400	164400	12000	7. 9	202100	211400	9300	4. 6	237500	243800	6300	2. 7
4	153500	165500	12000	7. 8	203900	212900	9000	4. 4	239000	245200	6200	2. 6
5	154600	166600	12000	7. 8	205400	214400	9000	4. 4	240300	246400	6100	2. 5
6	155700	167700	12000	7. 7	207200	216200	9000	4. 3	241900	248000	6100	2. 5
7	156800	168800	12000	7. 7	209000	217900	8900	4. 3	243400	249500	6100	2. 5
8	157900	169900	12000	7. 6	210800	219600	8800	4. 2	244900	250900	6000	2. 4
9	158900	170900	12000	7. 6	212400	221100	8700	4. 1	246000	252000	6000	2. 4
10	160300	172300	12000	7. 5	214200	222600	8400	3. 9	247500	253400	5900	2. 4
11	161600	173600	12000	7. 4	216000	224100	8100	3. 8	249000	254900	5900	2. 4
12	162900	174900	12000	7. 4	217800	225600	7800	3. 6	250300	256200	5900	2. 4
13	164100	176100	12000	7. 3	219200	226800	7600	3. 5	251800	257500	5700	2. 3
14	165600	177600	12000	7. 2	221000	228200	7200	3. 3	253000	258700	5700	2. 3
15	167100	179100	12000	7. 2	222700	229600	6900	3. 1	254300	259900	5600	2. 2
16	168700	180700	12000	7. 1	224500	231000	6500	2. 9	255500	261100	5600	2. 2
17	169800	181800	12000	7. 1	226100	232400	6300	2. 8	256800	262300	5500	2. 1
18	171200	183200	12000	7. 0	227800	234000	6200	2. 7	258200	263600	5400	2. 1
19	172600	184600	12000	7. 0	229400	235500	6100	2. 7	259600	264900	5300	2. 0
20	174000	186000	12000	6. 9	230900	236900	6000	2. 6	261100	266200	5100	2. 0
21	175300	187300	12000	6. 8	232200	238100	5900	2. 5	262700	267600	4900	1. 9
22	177800	189600	11800	6. 6	233800	239700	5900	2. 5	264400	269100	4700	1. 8
23	180300	191800	11500	6. 4	235400	241200	5800	2. 5	266000	270700	4700	1. 8
24	182800	194000	11200	6. 1	236900	242600	5700	2. 4	267600	272200	4600	1. 7
25	185200	196200	11000	5. 9	237900	243600	5700	2. 4	269400	273800	4400	1. 6
26	186900	197900	11000	5. 9	239400	245100	5700	2. 4	271200	275500	4300	1. 6
27	188500	199400	10900	5. 8	240700	246400	5700	2. 4	272900	277100	4200	1. 5
28	190200	200900	10700	5. 6	241900	247600	5700	2. 4	274600	278700	4100	1. 5
29	191700	202400	10700	5. 6	243100	248700	5600	2. 3	276200	280300	4100	1. 5
30	193400	203800	10400	5. 4	244100	249700	5600	2. 3	277900	281800	3900	1. 4
31	195200	205200	10000	5. 1	245100	250600	5500	2. 2	279700	283300	3600	1. 3
32	196900	206600	9700	4. 9	246100	251500	5400	2. 2	281200	284800	3600	1. 3
33	198500	208000	9500	4. 8	247200	252400	5200	2. 1	282400	285900	3500	1. 2
34	199900	209300	9400	4. 7	248100	253300	5200	2. 1	284100	287500	3400	1. 2
35	201400	210600	9200	4. 6	249000	254100	5100	2. 0	285700	289000	3300	1. 2
36	202900	211900	9000	4. 4	250000	254900	4900	2. 0	287400	290500	3100	1. 1
37	204200	213200	9000	4. 4	250900	255600	4700	1. 9	289000	291900	2900	1. 0
38	205500	214400	8900	4. 3	252200	256700	4500	1. 8	290700	293500	2800	1. 0
39	206700	215600	8900	4. 3	253400	257900	4500	1. 8	292500	295100	2600	0. 9
40	208000	216700	8700	4. 2	254700	259000	4300	1. 7	294300	296700	2400	0. 8
41	209300	217800	8500	4. 1	256000	260200	4200	1. 6	295800	298200	2400	0. 8
42	210600	218900	8300	3. 9	257400	261400	4000	1. 6	297500	299800	2300	0. 8
43	211900	219900	8000	3. 8	258600	262500	3900	1. 5	299000	301300	2300	0. 8
44	213200	220900	7700	3. 6	259800	263600	3800	1. 5	300600	302800	2200	0. 7
45	214300	221800	7500	3. 5	260900	264700	3800	1. 5	302200	304400	2200	0. 7
46	215600	222700	7100	3. 3	262100	265800	3700	1. 4	303900	306000	2100	0. 7
47	216900	223600	6700	3. 1	263400	266900	3500	1. 3	305500	307600	2100	0. 7
48	218200	224500	6300	2. 9	264500	267900	3400	1. 3	307200	309100	1900	0. 6
49	219200	225400	6200	2. 8	265600	268900	3300	1. 2	308100	310000	1900	0. 6
50	220300	226300	6000	2. 7	266600	269900	3300	1. 2	309600	311500	1900	0. 6
51	221300	227200	5900	2. 7	267800	270900	3100	1. 2	311100	313000	1900	0. 6
52	222300	228100	5800	2. 6	268900	271800	2900	1. 1	312700	314600	1900	0. 6
53	223300	228900	5600	2. 5	269900	272700	2800	1. 0	314300	316200	1900	0. 6
54	224200	229800	5600	2. 5	270900	273600	2700	1. 0	315900	317800	1900	0. 6
55	225100	230700	5600	2. 5	272000	274500	2500	0. 9	317500	319300	1800	0. 6
56	226000	231500	5500	2. 4	273100	275400	2300	0. 8	319000	320800	1800	0. 6
57	226300	231800	5500	2. 4	274000	276300	2300	0. 8	320500	322200	1700	0. 5
58	227100	232600	5500	2. 4	275000	277200	2200	0. 8	321700	323400	1700	0. 5
59	227800	233300	5500	2. 4	275900	278100	2200	0. 8	322900	324500	1600	0. 5
60	228500	233900	5400	2. 4	277000	279000	2000	0. 7	324100	325600	1500	0. 5
61	229200	234500	5300	2. 3	278100	280000	1900	0. 7	324800	326300	1500	0. 5
62	230000	235200	5200	2. 3	279100	281000	1900	0. 7	325700	327200	1500	0. 5
63	230700	235800	5100	2. 2	280000	281900	1900	0. 7	326500	328000	1500	0. 5
64	231300	236300	5000	2. 2	281000	282800	1800	0. 6	327300	328800	1500	0. 5

会計年度任用職員給料表（改定比較表）

（単位：円、％）

級 号給	1 級				2 級				3 級			
	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率
65	231900	236800	4900	2.1	281500	283300	1800	0.6	328200	329600	1400	0.4
66	232500	237300	4800	2.1	282400	284000	1600	0.6	328600	330000	1400	0.4
67	233100	237800	4700	2.0	283100	284700	1600	0.6	329300	330600	1300	0.4
68	233800	238400	4600	2.0	284000	285600	1600	0.6	330100	331300	1200	0.4
69	234500	238900	4400	1.9	285000	286600	1600	0.6	330900	332100	1200	0.4
70	235100	239400	4300	1.8	285800	287400	1600	0.6	331600	332800	1200	0.4
71	235600	239900	4300	1.8	286600	288200	1600	0.6	332300	333500	1200	0.4
72	236300	240400	4100	1.7	287400	289000	1600	0.6	333000	334100	1100	0.3
73	237000	240900	3900	1.6	288200	289700	1500	0.5	333500	334600	1100	0.3
74	237600	241400	3800	1.6	288700	290200	1500	0.5	334100	335200	1100	0.3
75	238200	241800	3600	1.5	289100	290600	1500	0.5	334600	335700	1100	0.3
76	238700	242300	3600	1.5	289600	291000	1400	0.5	335200	336300	1100	0.3
77	239300	242800	3500	1.5	289800	291200	1400	0.5	335500	336600	1100	0.3
78	240000	243300	3300	1.4	290100	291500	1400	0.5	336000	337100	1100	0.3
79	240700	243800	3100	1.3	290300	291700	1400	0.5	336400	337500	1100	0.3
80	241200	244300	3100	1.3	290700	292000	1300	0.4	336900	337900	1000	0.3
81	241700	244700	3000	1.2	290900	292200	1300	0.4	337300	338300	1000	0.3
82	242300	245200	2900	1.2	291100	292400	1300	0.4	337800	338800	1000	0.3
83	242900	245600	2700	1.1	291500	292700	1200	0.4	338300	339300	1000	0.3
84	243400	246000	2600	1.1	291800	292900	1100	0.4	338800	339800	1000	0.3
85	243900	246400	2500	1.0	292100	293200	1100	0.4	339100	340100	1000	0.3
86	244500	246800	2300	0.9	292400	293500	1100	0.4	339500	340500	1000	0.3
87	245100	247200	2100	0.9	292700	293800	1100	0.4	340000	341000	1000	0.3
88	245600	247600	2000	0.8	293100	294100	1000	0.3	340400	341400	1000	0.3
89	246100	248000	1900	0.8	293400	294400	1000	0.3	340700	341700	1000	0.3
90	246600	248500	1900	0.8	293800	294800	1000	0.3	341100	342100	1000	0.3
91	246900	248800	1900	0.8	294100	295100	1000	0.3	341600	342600	1000	0.3
92	247300	249100	1800	0.7	294500	295500	1000	0.3	342000	343000	1000	0.3
93	247600	249400	1800	0.7	294700	295700	1000	0.3	342200	343200	1000	0.3
94					294900	295900	1000	0.3	342600	343600	1000	0.3
95					295200	296200	1000	0.3	343100	344100	1000	0.3
96					295600	296600	1000	0.3	343500	344500	1000	0.3
97					295800	296800	1000	0.3	343700	344700	1000	0.3
98					296100	297100	1000	0.3	344100	345100	1000	0.3
99					296500	297500	1000	0.3	344500	345500	1000	0.3
100					296900	297900	1000	0.3	344800	345800	1000	0.3
101					297100	298100	1000	0.3	345100	346100	1000	0.3
102					297400	298400	1000	0.3	345500	346500	1000	0.3
103					297800	298800	1000	0.3	345900	346900	1000	0.3
104					298100	299100	1000	0.3	346300	347300	1000	0.3
105					298300	299300	1000	0.3	346800	347800	1000	0.3
106					298600	299600	1000	0.3	347200	348200	1000	0.3
107					299000	300000	1000	0.3	347600	348600	1000	0.3
108					299300	300300	1000	0.3	348000	349000	1000	0.3
109					299500	300500	1000	0.3	348500	349500	1000	0.3
110					299900	300900	1000	0.3	348900	349900	1000	0.3
111					300300	301300	1000	0.3	349200	350200	1000	0.3
112					300600	301600	1000	0.3	349500	350500	1000	0.3
113					300800	301800	1000	0.3	350000	351000	1000	0.3
114					301000	302000	1000	0.3				
115					301300	302300	1000	0.3				
116					301700	302700	1000	0.3				
117					301900	302900	1000	0.3				
118					302100	303100	1000	0.3				
119					302400	303400	1000	0.3				
120					302700	303700	1000	0.3				
121					303100	304100	1000	0.3				
122					303300	304300	1000	0.3				
123					303600	304600	1000	0.3				
124					303900	304900	1000	0.3				
125					304200	305200	1000	0.3				

(議案第 15 号)

廿日市市手数料条例の一部を改正する条例

(財 政 課)

1 改正の理由

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部が改正され、低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定単位が改められることに伴い、必要な規定の整理を行うとともに、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正され、危険物の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所等の設置の許可及び高压ガスの製造の許可に係る審査の標準手数料額が改定されることに伴い、当該事務に係る手数料の額を改定するなどの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 低炭素建築物新築等計画の認定に係る手数料を、次のとおり改める。

ア 共同住宅等の各住戸ごとに係る認定区分を廃止し、当該区分に係る手数料を削除する。

イ 複合建築物の住宅部分全体に係る認定区分を新たに設け、当該区分に係る手数料の額を、総住戸数に応じた手数料の額に共用部分の面積に応じた手数料の額を加えた額とする。

ウ 複合建築物の非住宅部分全体に係る認定区分を新たに設け、当該区分に係る手数料の額を、工場等以外の部分の面積に応じた手数料の額に工場等の部分の面積に応じた手数料の額を加えた額とする。

(2) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る手数料を、次のとおり改める。

ア 共同住宅等の各住戸ごとに係る認定区分を廃止し、当該区分に係る手数料を削除する。

イ 複合建築物の住宅部分全体に係る認定区分を新たに設け、当該区分に係る手数料の額を、住宅部分の面積に応じた手数料の額に共用部分の面積に応じた手数料の額を加えた額とする。

- (3) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の審査に係る手数料を、次のとおり改定する。

危険物の貯蔵最大数量	単位	現 行	改正案
1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満	1 件	118 万円	145 万円
5,000 キロリットル以上 1 万キロリットル未満	1 件	141 万円	172 万円
1 万キロリットル以上 5 万キロリットル未満	1 件	159 万円	192 万円
5 万キロリットル以上 10 万キロリットル未満	1 件	195 万円	236 万円
10 万キロリットル以上 20 万キロリットル未満	1 件	227 万円	274 万円
20 万キロリットル以上 30 万キロリットル未満	1 件	455 万円	564 万円
30 万キロリットル以上 40 万キロリットル未満	1 件	582 万円	724 万円
40 万キロリットル以上	1 件	707 万円	879 万円

- (4) 高圧ガスの製造の許可（移動式製造設備のみを使用して高圧ガスを製造する者に限る。）のうち、液化石油ガスの製造のための施設であって充てん設備の許可を受けたものに係る手数料の額を、その処理容積に関わらず、6,000円と定める。
- (5) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

令和6年4月1日

4 根拠法令

地方自治法

第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定

の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

第 2 2 8 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。（以下略）

(議案第 16 号)

廿日市市市民センター条例の一部を改正する条例

(まちづくり支援課)

1 改正の理由

廿日市市四季が丘市民センターの改修に伴い、面積が減少する施設の使用料の額を改定するなどの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

- (1) 廿日市市四季が丘市民センターの会議室の名称を第 1 会議室に変更するとともに、使用料の額を次のとおり改定する。

区 分	現 行	改 正 案
午前	280 円	160 円
午後	320 円	180 円
夜間	360 円	200 円
午前・午後	640 円	360 円
午後・夜間	680 円	390 円
1 日	1,010 円	570 円

- (2) 廿日市市四季が丘市民センターの児童室を第 2 会議室に変更する。

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

4 根拠法令

地方自治法

第 225 条 普通地方公共団体は、第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第 228 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。(以下略)

第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

(議案第 17 号)

廿日市市手数料条例の一部を改正する条例

(市 民 課)

1 改正の理由

戸籍法の一部が改正されることに伴い、戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料の額を定めるなどの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 次に掲げる事務について、手数料の額を定める。

事務の種類	単位	手数料	備 考
戸籍電子証明書提供用識別符号の発行	1 件	400円	1 戸籍電子証明書提供用識別符号をもって 1 件とする。
除籍電子証明書提供用識別符号の発行	1 件	700円	1 除籍電子証明書提供用識別符号をもって 1 件とする。
届書等情報の内容証明	1 通	350円	1 証明をもって 1 通とする。
届書等情報の内容を表示したものの閲覧	1 件	350円	1 の届書等情報の内容を表示したものををもって 1 件とする。

(2) 戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行のうち、次に掲げる場合については、手数料は徴収しないこととする。

ア 情報提供等記録開示システムにより行われる請求に対し同システムにより発行を行う場合

イ 戸籍電子証明書又は除籍電子証明書と同一の事項を証明する戸籍証明書等の請求と同時に行われる請求に対し発行を行う場合

(3) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

令和 6 年 3 月 1 日

4 根拠法令

議案第 1 5 号説明書に同じ。

(議案第 18 号)

廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(保 険 課)

1 改正の理由

広島県国民健康保険運営方針に基づき、国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の税率並びに減額に関する規定を改正しようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額の税率、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を次のとおり改める。

区 分	現 行	改 正 案
所得割額の税率	100 分の 6.7	100 分の 7.7
被保険者均等割額 (被保険者 1 人につき)	28,600 円	32,700 円
世帯別平等割額 (1 世帯につき)	23,300 円	23,400 円

- (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額の税率、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を次のとおり改める。

区 分	現 行	改 正 案
所得割額の税率	100 分の 2.5	100 分の 2.8
被保険者均等割額 (被保険者 1 人につき)	10,300 円	11,400 円
世帯別平等割額 (1 世帯につき)	6,600 円	7,300 円

- (3) (1)及び(2)の世帯別平等割額の改正に伴い、特定世帯及び特定継続世帯の国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額を改正する。
- (4) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額及び後期高齢者支援金等

課税額の減額賦課について、(1)、(2)及び(3)の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の改正に伴い、被保険者均等割額及び世帯別平等割額から減額する額を改正する。

(5) 未就学児に係る基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額について、(1)及び(2)の被保険者均等割額の改正に伴い、被保険者均等割額から減額する額を改正する。

(6) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

令和6年4月1日

4 根拠法令

地方税法

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

(議案第 19 号)

廿日市市漁港管理条例及び廿日市市風致地区内における建築
等の規制に関する条例の一部を改正する条例

〔農林水産課〕
〔都市計画課〕

1 提案の要旨

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律において漁港漁場整備法の一部が改正され、条例で引用している同法の題名が改められたことに伴い、次のとおり関係条例の規定の整理を行おうとするものである。

条 例 名	内 容
(1) 廿日市市漁港管理条例	「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。
(2) 廿日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例	

2 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

(議案第 20 号)

廿日市市こども医療費支給条例の一部を改正する条例

(こども課)

1 改正の理由

子育て世帯が暮らしやすく、住み続けられるための子育て支援を拡充することを目的に、通院及び入院に係る医療費の支給について支給対象者を拡大しようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 子どもの通院に係る医療費の支給について、支給対象者を現行の小学 6 年生までから高校 3 年生（満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日）までに拡大する。
- (2) 子どもの入院に係る医療費の支給について、支給対象者を現行の中学 3 年生までから高校 3 年生（満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日）までに拡大する。

3 施行期日

令和 6 年 9 月 1 日

4 根拠法令

地方自治法

第 14 条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第 2 条第 2 項の事務に関し、条例を制定することができる。

(議案第 2 1 号)

廿日市市介護保険条例の一部を改正する条例

(高 齢 介 護 課)

1 改正の理由

令和 3 年度から令和 5 年度までの介護保険事業計画期間が終了すること並びに介護保険法施行令が改正され、標準段階の多段階化及び標準乗率の見直し並びに所得の少ない者に係る公費による減額賦課に係る基準の見直しが実施されたことに伴い、令和 6 年度から令和 8 年度までの新たな介護保険事業計画期間における各年度の所得段階に応じた保険料の額を定めるなどの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 介護保険料の額を次のとおり改正する。

現 行		改正案	
保険料段階	年 額	保険料段階	年 額
第 1 段階	19,794 円	第 1 段階	18,804 円
第 2 段階	27,711 円	第 2 段階	27,711 円
第 3 段階	46,186 円	第 3 段階	45,196 円
第 4 段階	59,382 円	第 4 段階	59,382 円
第 5 段階	65,980 円	第 5 段階	65,980 円
第 6 段階	79,176 円	第 6 段階	79,176 円
第 7 段階	85,774 円	第 7 段階	85,774 円
第 8 段階	98,970 円	第 8 段階	98,970 円
第 9 段階	108,867 円	第 9 段階	108,867 円
第 10 段階	115,465 円	第 10 段階	115,465 円
第 11 段階	122,063 円	第 11 段階	122,063 円
第 12 段階	131,960 円	第 12 段階	131,960 円
		第 13 段階	145,156 円

(2) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

4 根拠法令

介護保険法

第 1 2 9 条 市町村は、介護保険事業に要する費用（財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収しなければならない。

② 前項の保険料は、第 1 号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。

(議案第 22 号)

廿日市市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(高 齢 介 護 課)

1 改正の理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令において指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことなどに伴い、必要な基準を定めるなどの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（第 2 章関係）

訪問介護員等は、同一敷地内にある指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所で兼務することができることとする。

(2) 小規模多機能型居宅介護（第 5 章関係）

管理者が兼務できる他事業所のサービス類型を限定しないこととする。

(3) 地域密着型特定施設入居者生活介護（第 7 章関係）

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、生産性向上の取組に当たっての必要な安全対策について検討した上で、見守り機器等の複数のテクノロジーの活用、職員間の適切な役割分担等の取組により、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められる指定地域密着型特定施設に係る当該指定特定施設ごとに置くべき看護職員及び介護職員の合計数について、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が 3 又はその端数を増すごとに 0.9 以上であることとする。

(4) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（第 8 章関係）

ア 緊急時等における対応方法について、配置医師及び協力医療機関

の協力を得て定めることとし、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて変更を行わなければならないこととする。

イ ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならないこととする。

(5) 看護小規模多機能型居宅介護（第9章関係）

ア 管理者が兼務できる他事業所のサービス類型を限定しないこととする。

イ 指定看護小規模多機能型居宅介護について、サービス拠点での「通い」及び「宿泊」における看護サービスが含まれることなどを明確にする。

(6) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（第2章関係）、夜間対応型訪問介護（第3章関係）、地域密着型通所介護（第3章の2関係）及び認知症対応型通所介護（第4章関係）共通

ア 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護、指定夜間対応型訪問介護、指定地域密着型通所介護、指定療養通所介護又は指定認知症対応型通所介護の提供に当たって、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、及び身体的拘束等を行う場合の記録をしなければならないこととする。

イ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護、指定夜間対応型訪問介護、指定地域密着型通所介護、指定療養通所介護又は指定認知症対応型通所介護の提供に関し整備及び保存しなければならない記録に、身体的拘束等を行う場合の記録を加える。

(7) 小規模多機能型居宅介護（第5章関係）及び看護小規模多機能型居宅介護（第9章関係）共通

身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならないこととする。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置し、当該委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

- (8) 小規模多機能型居宅介護（第5章関係）、認知症対応型共同生活介護（第6章関係）、地域密着型特定施設入居者生活介護（第7章関係）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（第8章関係）及び看護小規模多機能型居宅介護（第9章関係）共通

指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定認知症対応型共同生活介護事業者、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う者、指定地域密着型介護老人福祉施設、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者は、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置しなければならないこととする。

- (9) 認知症対応型共同生活介護（第6章関係）、地域密着型特定施設入居者生活介護（第7章関係）及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（第8章関係）共通

協力医療機関との連携体制の構築について次に掲げる事項について規定する。

ア 協力医療機関を定めるに当たり、利用者又は入所者の病状が急変した場合の相談体制を常時確保していることなどの要件を満たす協力医療機関を定めるように努めることとする。

イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者又は入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該指定事業者の指定を行った市長に提出しなければならないこととする。

ウ 第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応
を取り決めるよう努めなければならないこととする。

エ 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、
当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対
応について協議を行わなければならないこととする。

オ 利用者又は入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快
し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入居又は再入
所させることができるように努めることとする。

(10) 全サービス共通

ア 管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における
他の事業所、施設等でなくても認めることとする。

イ 運営規程の概要等の重要事項を、原則として、ウェブサイトに掲
載しなければならないこととする。

(11) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

令和6年4月1日。ただし、2の(10)のイについては、令和7年4月
1日

4 根拠法令

介護保険法

第78条の2の2 地域密着型通所介護その他厚生労働省令で定める地
域密着型サービスに係る事業所について、児童福祉法第21条の5の
3第1項の指定（当該事業所により行われる地域密着型サービスの種
類に応じて厚生労働省令で定める種類の障害児通所支援に係るものに
限る。）又は障害者総合支援法第29条第1項の指定障害福祉サービ
ス事業者の指定（当該事業所により行われる地域密着型サービスの種
類に応じて厚生労働省令で定める種類の障害福祉サービスに係るもの
に限る。）を受けている者から当該事業所に係る前条第1項（第78
条の12において準用する第70条の2第4項において準用する場合
を含む。）の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当

するときにおける前条第4項（第78条の12において準用する第70条の2第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、前条第4項第2号中「第78条の4第1項の」とあるのは「次条第1項第1号の指定地域密着型サービスに従事する従業者に係る」と、「若しくは同項」とあるのは「又は同号」と、「員数又は同条第5項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準」とあるのは「員数」と、同項第3号中「第78条の4第2項又は第5項」とあるのは「次条第1項第2号」とする。ただし、申請者が、厚生労働省令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

- (1) 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、指定地域密着型サービスに従事する従業者に係る市町村の条例で定める基準及び市町村の条例で定める員数を満たしていること。
- (2) 申請者が、市町村の条例で定める指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型サービス事業の運営をすることができると認められること。

第78条の4 指定地域密着型サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定地域密着型サービスに従事する従業者を有しなければならない。

- ② 前項に規定するもののほか、指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

(議案第 2 3 号)

廿日市市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(高 齢 介 護 課)

1 改正の理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令において指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正されたことに伴い、必要な基準を定めるなどの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 介護予防認知症対応型通所介護 (第 2 章関係)

- ア 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関し整備及び保存しなければならない記録に、身体的拘束等を行う場合の記録を加える。
- イ 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たって、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、及び身体的拘束等を行う場合の記録をしなければならないこととする。

(2) 介護予防小規模多機能型居宅介護 (第 3 章関係)

- ア 管理者が兼務できる他事業所のサービス類型を限定しないこととする。
- イ 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じることとする。
 - (ア) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置し、当該委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

- (イ) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (ウ) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- ウ 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置しなければならないこととする。
- (3) 介護予防認知症対応型共同生活介護（第4章関係）
 - ア 協力医療機関との連携体制の構築について次に掲げる事項について規定する。
 - (ア) 協力医療機関を定めるに当たり、利用者の病状が急変した場合の相談体制を常時確保しているなどの要件を満たす協力医療機関を定めるように努めることとする。
 - (イ) 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を行った市長に提出しなければならないこととする。
 - (ウ) 第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならないこととする。
 - (エ) 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならないこととする。
 - (オ) 利用者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。
 - イ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業者は、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置しなければならないこととする。
- (4) 全サービス共通
 - ア 管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における

他の事業所、施設等でなくても認めることとする。

イ 運営規程の概要等の重要事項を、原則として、ウェブサイトに掲載しなければならないこととする。

(5) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

令和6年4月1日。ただし、2の(4)のイについては、令和7年4月1日

4 根拠法令

介護保険法

第115条の14 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者を有しなければならない。

② 前項に規定するもののほか、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

(議案第 2 4 号)

廿日市市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(高 齢 介 護 課)

1 改正の理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令において指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正されたことなどに伴い、必要な基準を定めるなどの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 指定介護予防支援の事業の人員に関する基準（第 3 章関係）

指定居宅介護支援事業者が指定を受けて指定介護予防支援を行う場合の人員に関する基準については、次のとおりとする。

ア 事業所ごとに 1 以上の員数の介護支援専門員を置かなければならないこと。

イ 常勤かつ主任介護支援専門員である管理者を置かなければならないこと。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員を管理者とすることができる。

ウ 管理者は、同一の事業所の他の職務に従事する場合や、管理上支障がない範囲で他の事業所の職務に従事する場合を除き、専らその職務に従事する者でなければならないこと。

(2) 指定介護予防支援の事業の運営に関する基準（第 4 章関係）

ア 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、

利用者の同意を得たうえで、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができることとする。

イ 運営規程の概要等の重要事項を、原則として、ウェブサイトに掲載しなければならないこととする。

ウ 指定介護予防支援の提供に関し整備及び保存しなければならない記録に、身体的拘束等を行う場合の記録を加える。

(3) 指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第5章関係）

ア 指定介護予防支援の提供に当たって、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、及び身体的拘束等を行う場合の記録をしなければならないこととする。

イ 次に掲げる要件を満たす場合に、少なくとも6月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月において、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことができることとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ 指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受けて介護予防支援を行うに当たって、市長から情報提供の求めがあった場合は、介護予防サービス計画の実施状況等を市長に情報提供することとする。

(4) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日。ただし、2 の(2)のイについては、令和 7 年 4 月 1 日

4 根拠法令

介護保険法

第 1 1 5 条の 2 4 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定介護予防支援に従事する従業者を有しなければならない。

② 前項に規定するもののほか、指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

(議案第 25 号)

廿日市市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

(高 齢 介 護 課)

1 改正の理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令において指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部が改正されたことなどに伴い、必要な基準を定めるなどの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 指定居宅介護支援の事業の人員に関する基準（第 3 章関係）

ア 指定居宅介護支援事業所ごとに置く介護支援専門員の員数の基準は、利用者の数（指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援を行う場合にあつては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に $1/3$ を乗じた数を加えた数。イにおいて同じ。）が 44 又はその端数を増すごとに 1 とする。

イ アにかかわらず、指定介護予防支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会が管理等を行う居宅サービス計画の情報の共有等のためのシステムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合にあつては、指定居宅介護支援事業所ごとに置く介護支援専門員の員数の基準は、利用者の数が 49 又はその端数を増すごとに 1 とする。

ウ 管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても認めることとする。

(2) 指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準（第 4 章関係）

ア 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際

し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービスについての利用割合及び同一事業者によって提供されたものの割合を説明し、理解を得ることとされていた義務を努力義務に変更する。

イ 指定居宅介護支援の提供に当たって、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、及び身体的拘束等を行う場合の記録をしなければならないこととする。

ウ 次に掲げる要件を満たす場合に、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月において、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことができることとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

エ 運営規程の概要等の重要事項を、原則として、ウェブサイトに掲載しなければならないこととする。

オ 指定居宅介護支援の提供に関し整備及び保存しなければならない記録に、身体的拘束等を行う場合の記録を加える。

(3) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日。ただし、2 の(2)のエについては、令和 7 年 4 月 1 日

4 根拠法令

介護保険法

第 8 1 条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、
市町村の条例で定める員数の介護支援専門員を有しなければならない。

② 前項に規定するもののほか、指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

(議案第 26 号)

廿日市市吉和魅惑の里設置及び管理条例を廃止する条例

(観 光 課)

1 提案の要旨

廿日市市吉和魅惑の里に関し、公の施設としての設置及び管理を廃止するため、廿日市市吉和魅惑の里設置及び管理条例を廃止しようとするものである。

2 施行期日

公布の日

3 根拠法令

地方自治法

第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

(議案第 3 5 号)

過疎地域持続的発展計画の変更について

(経 営 政 策 課)

1 変更の理由

水道施設事業における事業主体の変更に伴い、過疎地域持続的発展計画の記載の変更を行うとともに、過疎地域の持続的発展に寄与する目的で、学校給食施設リニューアル事業を過疎地域持続的発展計画に加えるため、当該計画を変更しようとするものである。

2 変更の内容

- (1) 生活環境の整備における水道施設事業の事業主体を広島県水道広域連合企業団に変更する。
- (2) 教育の振興の計画に学校給食施設リニューアル事業を加える。

3 根拠法令

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

第 8 条 過疎地域の市町村は、持続的発展方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域持続的発展市町村計画（以下単に「市町村計画」という。）を定めることができる。

- ⑩ 第 1 項及び前 3 項の規定は、市町村計画の変更について準用する。

(議案第 36 号)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

(経営政策課)

1 変更の要旨

浅原辺地において実施している事業の計画期間を延長し、事業費を追加するとともに、新たに公共的施設を整備するため、当該辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更しようとするものである。

2 変更の内容

(1) 公共的施設の整備計画の変更

ア 農道本郷 2 号線の整備計画期間を次のとおり変更する。

現 行	変 更 案
令和 5 年度から令和 6 年度 までの 2 年間	令和 5 年度から令和 8 年度 までの 4 年間

イ 農道本郷 2 号線の整備に要する事業費等を次のとおり変更する。

(単位：千円)

区 分		現 行	変 更 案
事 業 費		18,000	74,500
財 源 内 訳	特 定 財 源	0	0
	一 般 財 源	18,000	74,500
一般財源のうち辺地対策事業債の予定額		18,000	74,500

(2) 公共的施設の整備計画の追加

ア 白河橋

(ア) 計画期間 令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間

(イ) 整備施設及び事業費

(単位：千円)

施 設 名	事 業 費	辺地対策事業債の予定額
-------	-------	-------------

橋りょう (白河橋)	1 0 3, 1 5 3	1 0 3, 0 0 0
合 計	1 0 3, 1 5 3	1 0 3, 0 0 0

イ 浅原中央活性化センター

(7) 計画期間 令和6年度から令和7年度までの2年間

(イ) 整備施設及び事業費

(単位：千円)

施 設 名	事 業 費	辺地対策事業債の予定額
公民館その他の集 会施設 (浅原中央活性化 センター)	1 3 3, 6 1 1	1 3 3, 5 0 0
合 計	1 3 3, 6 1 1	1 3 3, 5 0 0

3 根拠法令

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律

第3条 この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定めることができる。

⑧ 前各項の規定は、第5項の規定により総合整備計画を提出した市町村が当該総合整備計画を変更しようとする場合について準用する。

(議案第 37 号)

財産の減額譲渡について

(観 光 課)

1 提案の要旨

廿日市市吉和魅惑の里の建物等として設置し、及び管理していた市有財産を、減額して譲渡しようとするものである。

2 財産の表示

(1) 建物

番号	名 称	構 造	延べ面積 (平方メートル)	所 在
①	本館	木造平家建	1109.92	廿日市市吉和字 東潮原 1 3 2 番 地
	プロパン庫	コンクリートブ ロック造平家建	7.85	
	プロパン庫	コンクリートブ ロック造平家建	11.70	
②	木工陶芸館	木造平家建	199.80	
	物置	木造平家建	10.66	
③	イベントハウス	木造平家建	99.37	
④	ギャラリー	木造平家建	94.40	
⑤	ケビン	木造平家建	43.36	
⑥	ケビン	木造平家建	43.36	
⑦	ケビン	木造平家建	43.36	
⑧	ケビン	木造平家建	36.74	
⑨	ケビン	木造平家建	36.74	
⑩	ケビン	木造平家建	23.00	
⑪	ケビン	木造平家建	29.93	
⑫	ケビン	木造平家建	29.93	

⑬	ケビン	木造平家建	29.93	
⑭	ケビン	木造平家建	29.93	
⑮	ケビン	木造平家建	29.93	
⑯	トイレ	木造平家建	6.00	
⑰	トイレ	木造平家建	6.00	
⑱	トイレ	木造平家建	7.00	
⑲	創作の館	木造2階建	89.43	廿日市市吉和字 東潮原137番 地
⑳	創作の館	木造2階建	89.43	
㉑	創作の館	木造2階建	89.43	
㉒	ふれあいホール	鉄骨造2階建	515.03	廿日市市吉和字 東潮原138番 地
㉓	グラウンド・ゴ ルフ場管理棟	木造平家建	20.27	
㉔	グラウンド・ゴ ルフ場倉庫	木造平家建	28.98	
㉕	トイレ	木造平家建	5.75	廿日市市吉和字 東潮原1012 7番地4
㉖	トイレ	木造平家建	5.75	
㉗	トイレ	木造平家建	5.75	
㉘	特産館	木造2階建	310.53	廿日市市吉和字 東潮原1014 1番地1

(2) 建物以外の定着物

番号	名 称	延べ面積 (平方メ ートル)	所 在
㉙	バーベキューハウス	51.00	廿日市市吉和字東潮原132 番地
㉚	東屋	9.00	
㉛	東屋	9.00	
㉜	東屋	5.76	廿日市市吉和字東潮原138 番地

(3) その他工作物並びに電気設備、給排水設備及び井戸

3 譲渡価格 38,027,000円

4 相手方 廿日市市桜尾一丁目12番1号

株式会社 サクラオブルワリーアンドディステラリー

代表取締役 白井 浩一郎

廿日市市吉和1893番地

一般社団法人 Good Japan

代表理事 川崎 貴太

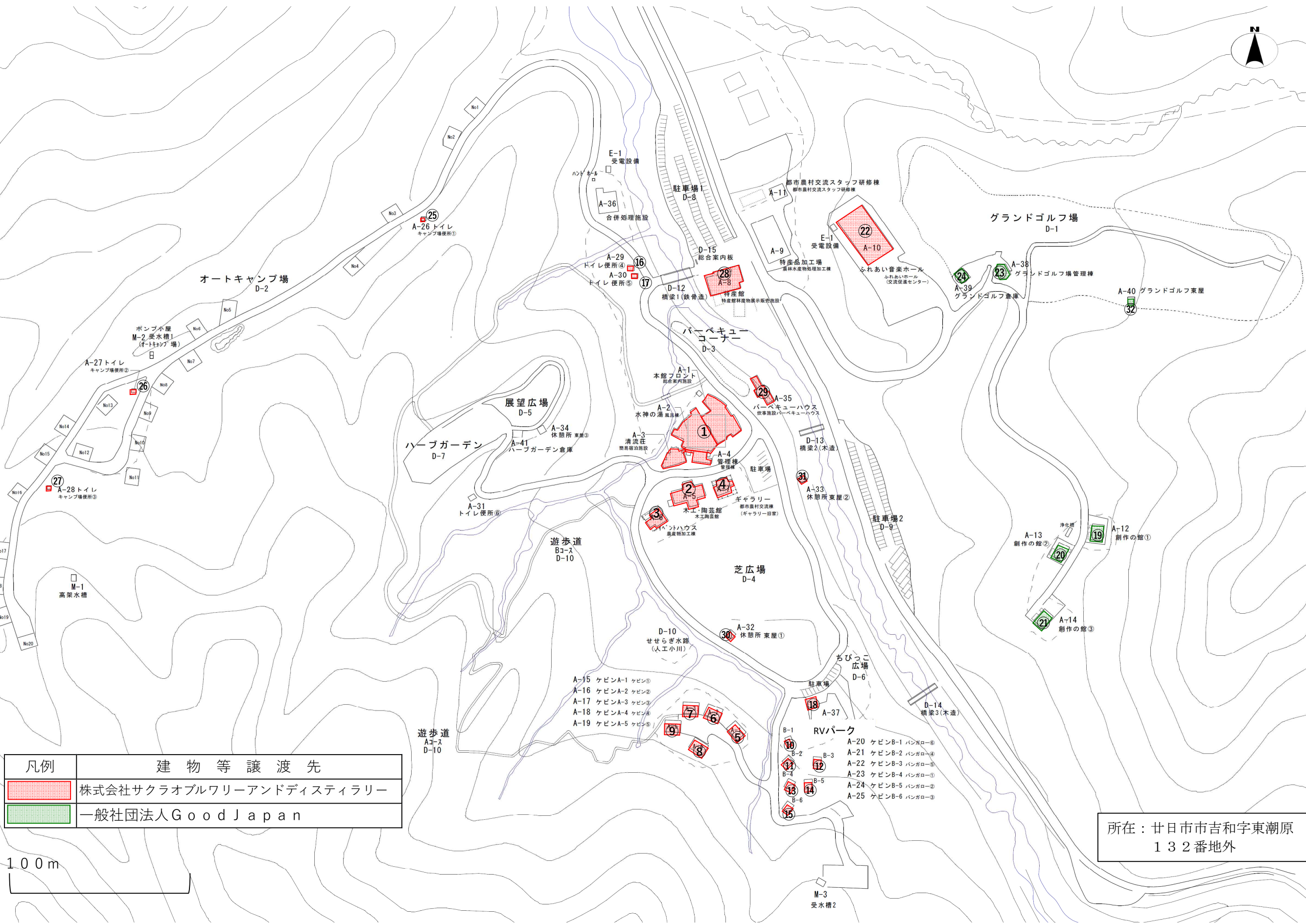
5 根拠法令

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

配置図



(議案第 38 号)

財産の取得について

(施設整備課)

1 提案の要旨

市道堂垣内広池山線整備事業の用地を買い入れようとするものである。

2 財産の表示

所 在 廿日市市上平良字菊ヶ迫 10231 番 4 外 5 筆

種 別 土 地

地 目 山林及び畑

面 積 8,985.14 平方メートル

3 取得価格 59,589,161 円

4 相手方 廿日市市下平良一丁目 11 番 1 号

廿日市市土地開発公社

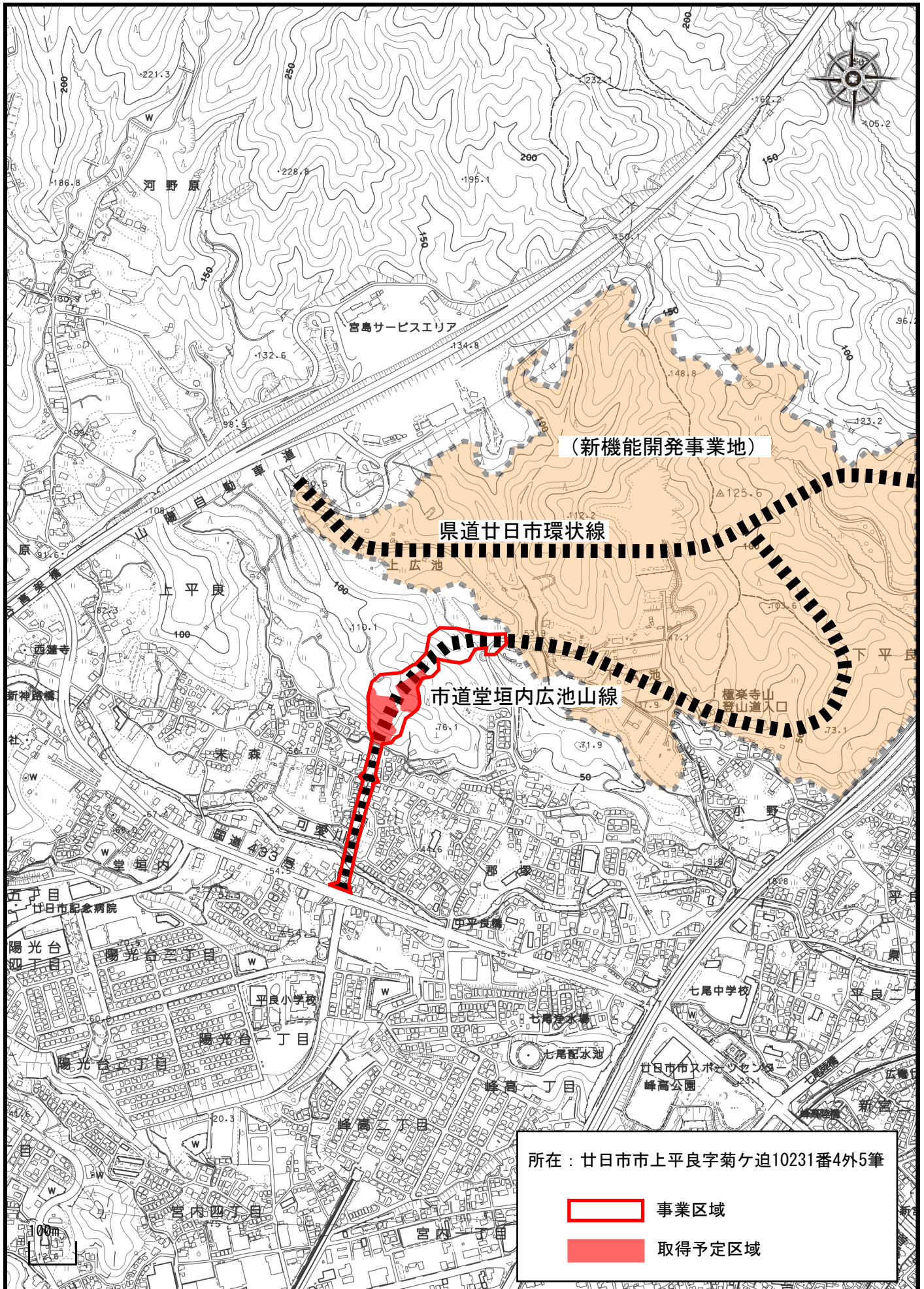
理事長 原 田 忠 明

5 根拠法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 3 条 地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 2,000 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1 件 5,000 平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

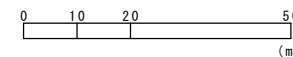
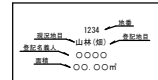
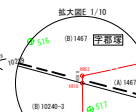
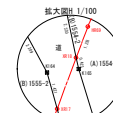
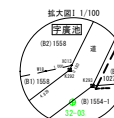
(市道 堂垣内広池山線)



凡 例	
—●—	用地輪杭
—	字界
- - -	地目界
○	道路中心線
●	基準点
□	コンクリート杭
■	金属杭
⊗	プラスチック杭
○	木杭
●	ベンキ
⊗	観上点

用地実測図原図
広島県廿日市市上平良 地内

世界測地系



(議案第 39 号)

市道路線の認定及び廃止について

(維持管理課)

1 提案の要旨

(1) 市道路線の認定

事業計画のある新設道路などを、次のとおり市道路線に認定する。

認 定 す る 路 線		認 定 の 理 由
番 号	路 線 名	
1 4 4 2	地 御 前 串 戸 線	事業計画のある新設道路を市道とするため
1 4 4 3	峰 高 河 本 3 号 支 線	事業計画のある道路の整備により廃止する既存道路の一部を別の市道とするため
1 4 4 4	佐 方 2 号 支 線	開発行為により設置した新設道路及び寄附を受けた道路を市道とするため
1 4 4 5	第 3 頓 子 1 号 支 線	寄附を受けた新設道路を市道とするため
1 4 4 6	第 2 小 野 3 号 支 線	開発行為により設置した新設道路を市道とするため
2 0 6 8	小 原 砂 田 線	事業計画のある道路の整備により既存道路の終点の変更等が必要となったため
2 2 2 2	小 原 砂 田 1 号 支 線	事業計画のある道路の整備により廃止する既存道路の一部等を別の市道とするため
4 3 8 6	鳴 川 3 号 線	事業計画のある新設道路を市道

		とするため
4 6 7 5	筏 津 郷 線	
4 6 7 6	丸 石 1 7 号 線	
4 6 7 7	鳴 川 6 号 線	
4 6 7 8	鳴 川 7 号 線	事業計画のある道路の整備により廃止する既存道路の一部を別の市道とするため

(2) 市道路線の廃止

(1)の新たな市道路線の認定に伴い、路線が重複する市道路線を次のとおり廃止する。

廃 止 す る 路 線		廃 止 の 理 由
番 号	路 線 名	
1 2 3	新 屋 敷 河 本 線	路線が重複することとなるため
2 0 6 8	小 原 砂 田 線	
4 3 8 6	鳴 川 3 号 線	

2 根拠法令

道路法

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

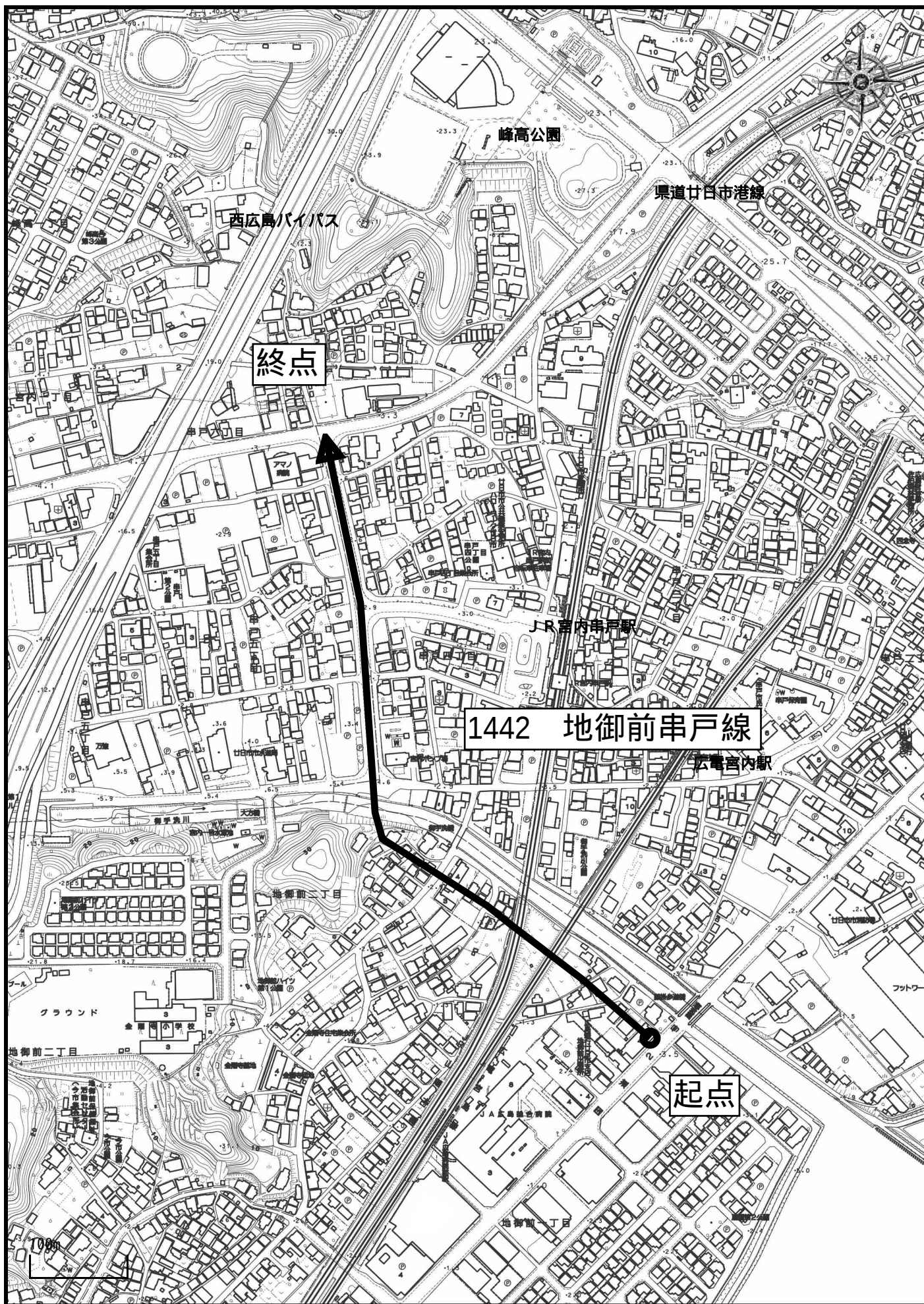
② 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

第 1 0 条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合において

は、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

- ③ 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

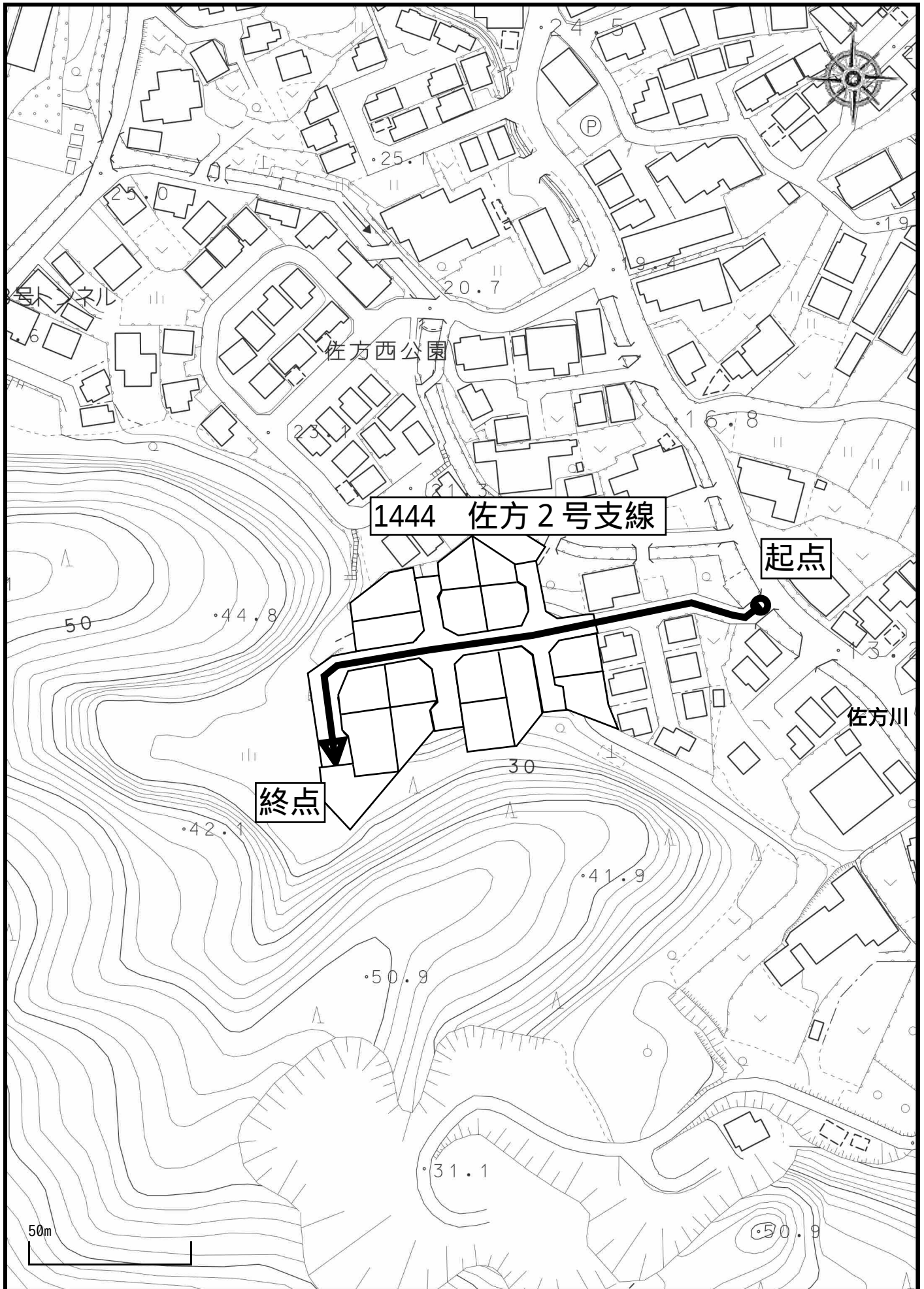
認定路線図 1



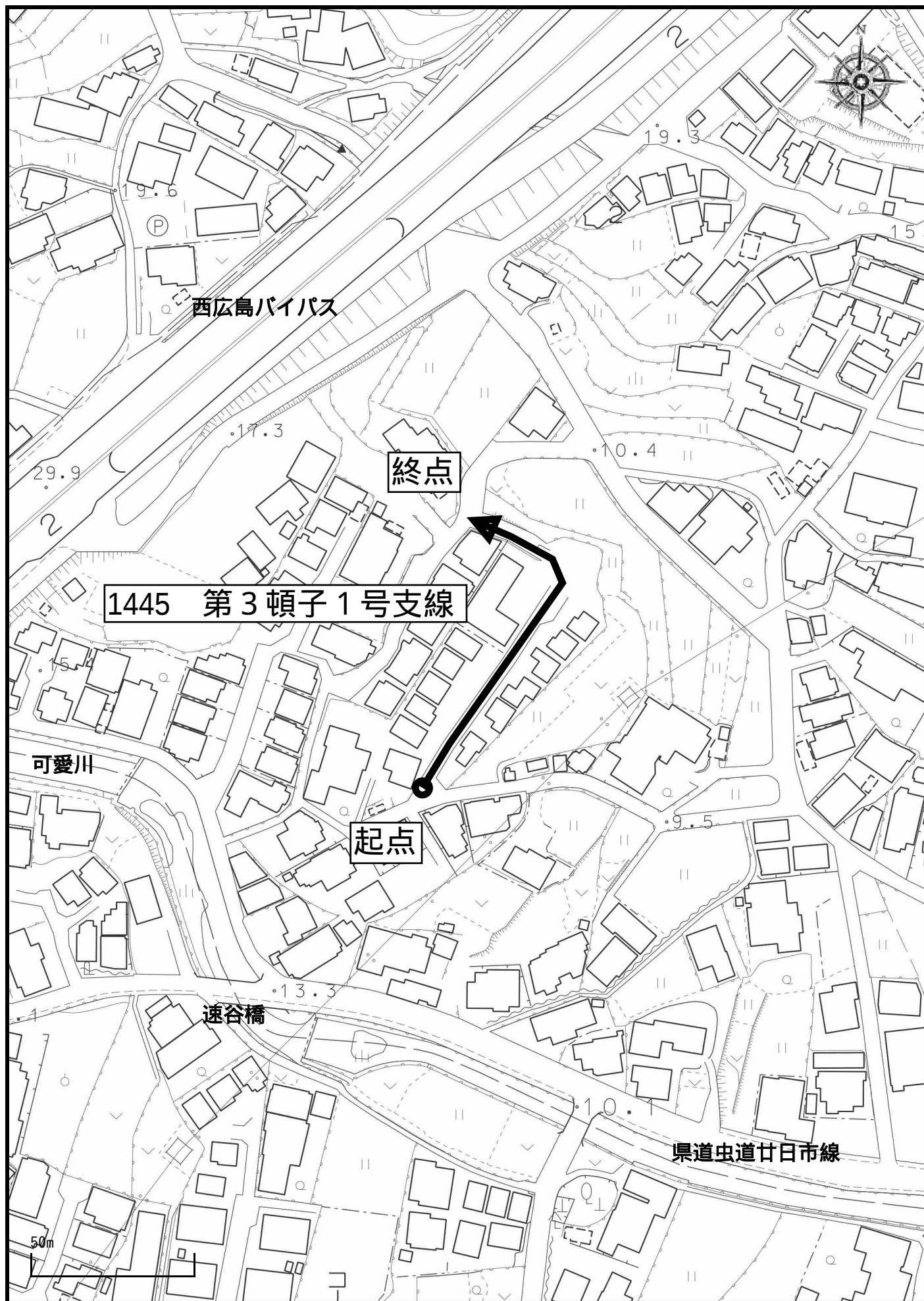
認定路線図 2



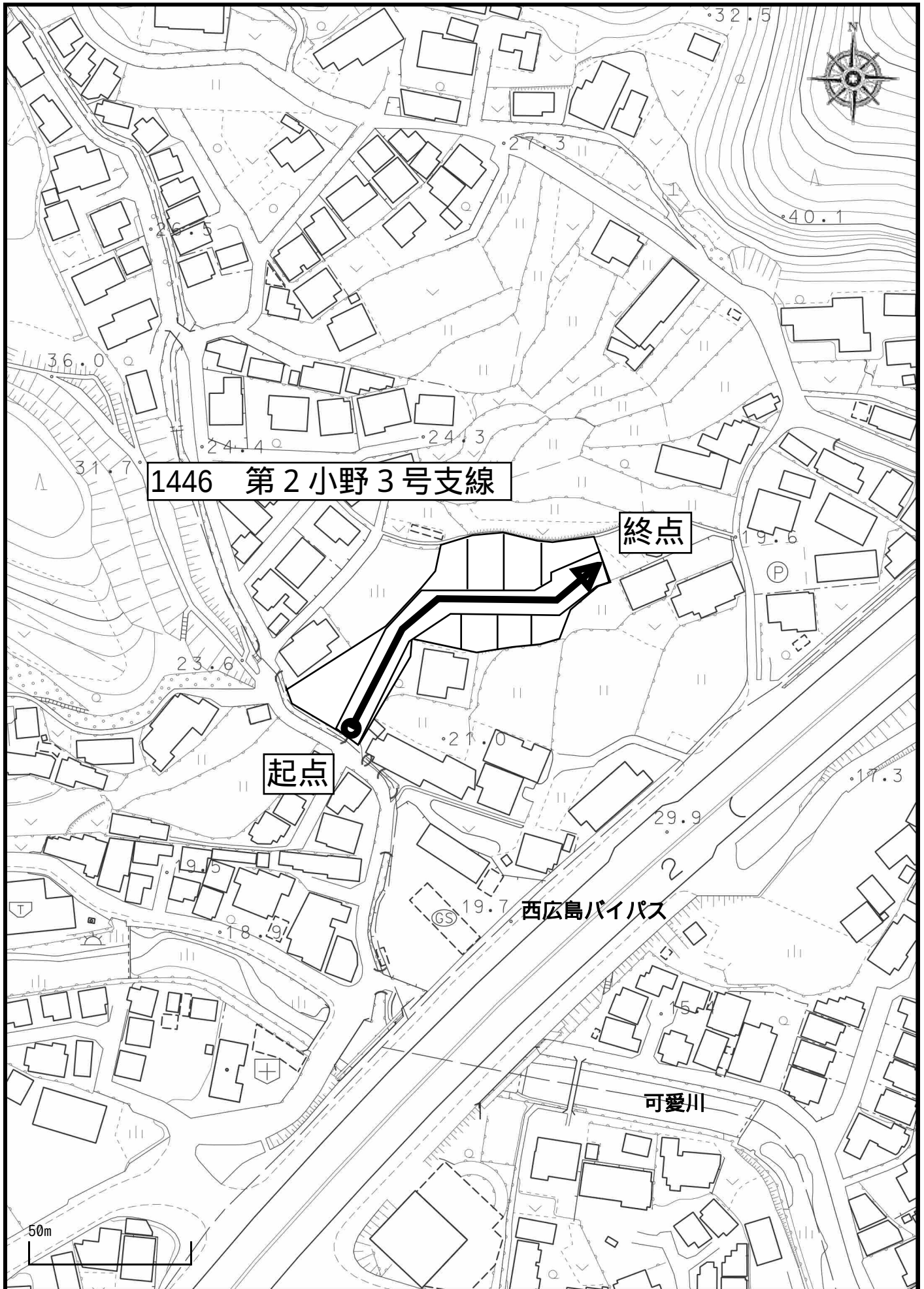
認定路線図 3



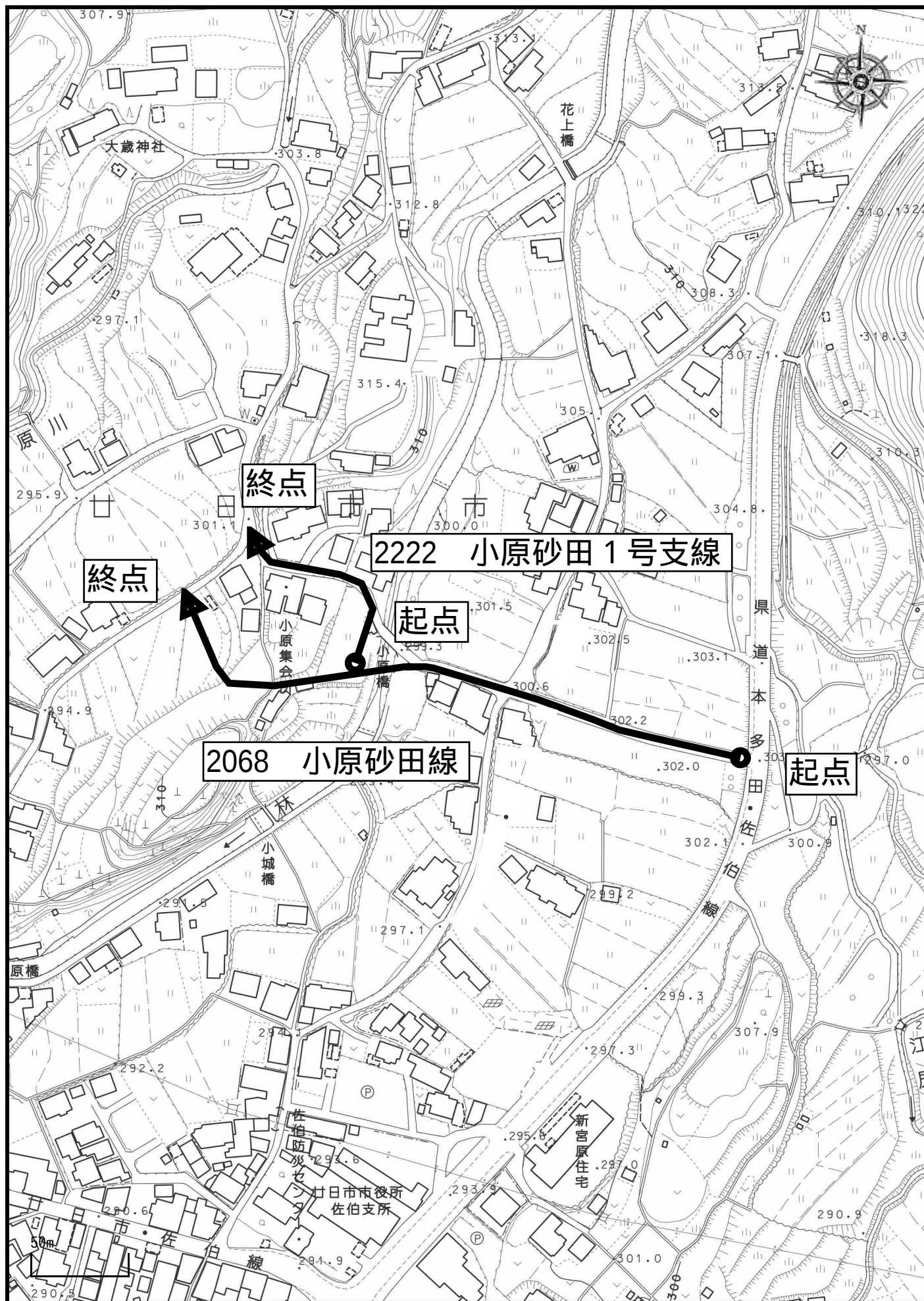
認定路線図 4



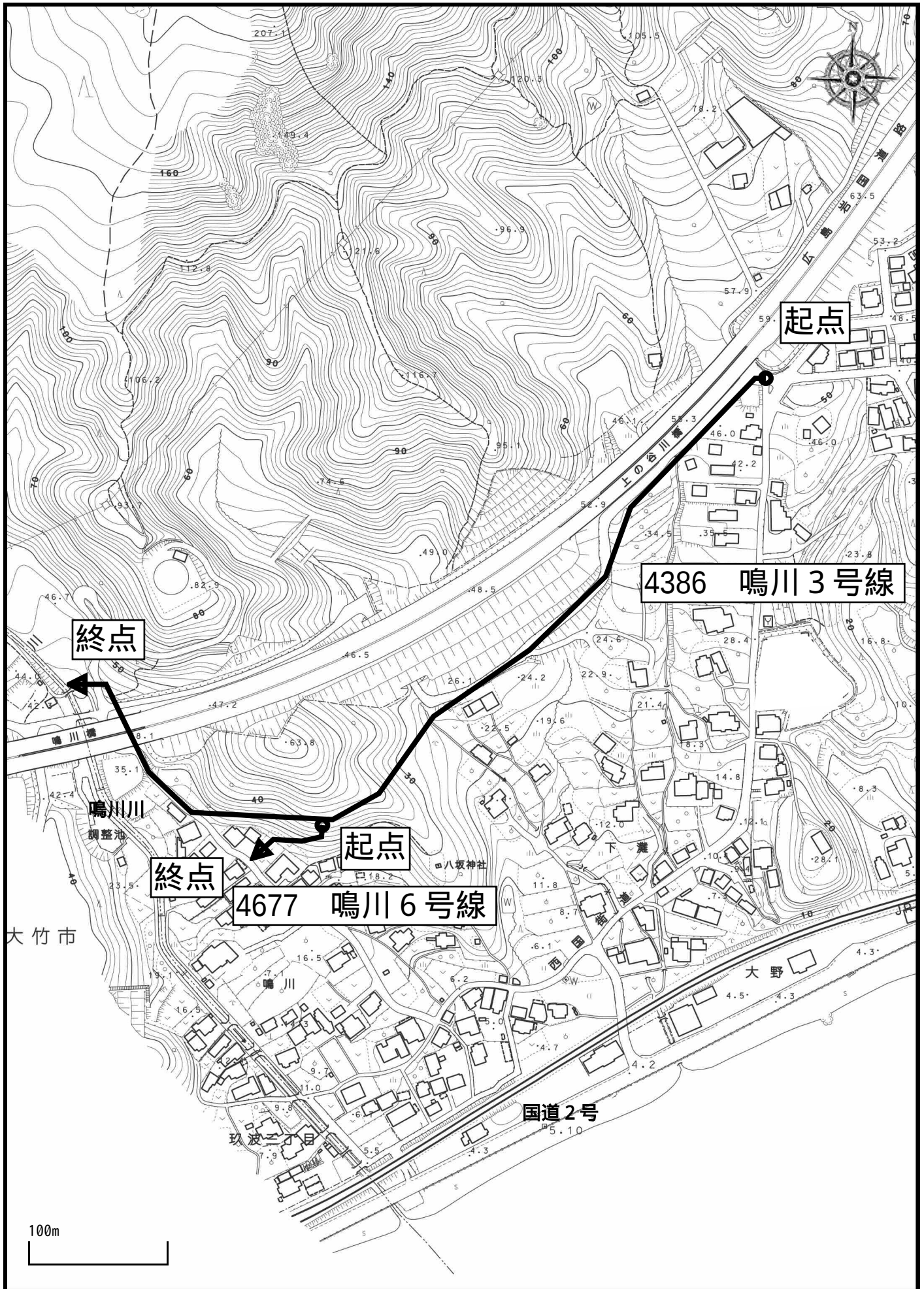
認定路線図 5



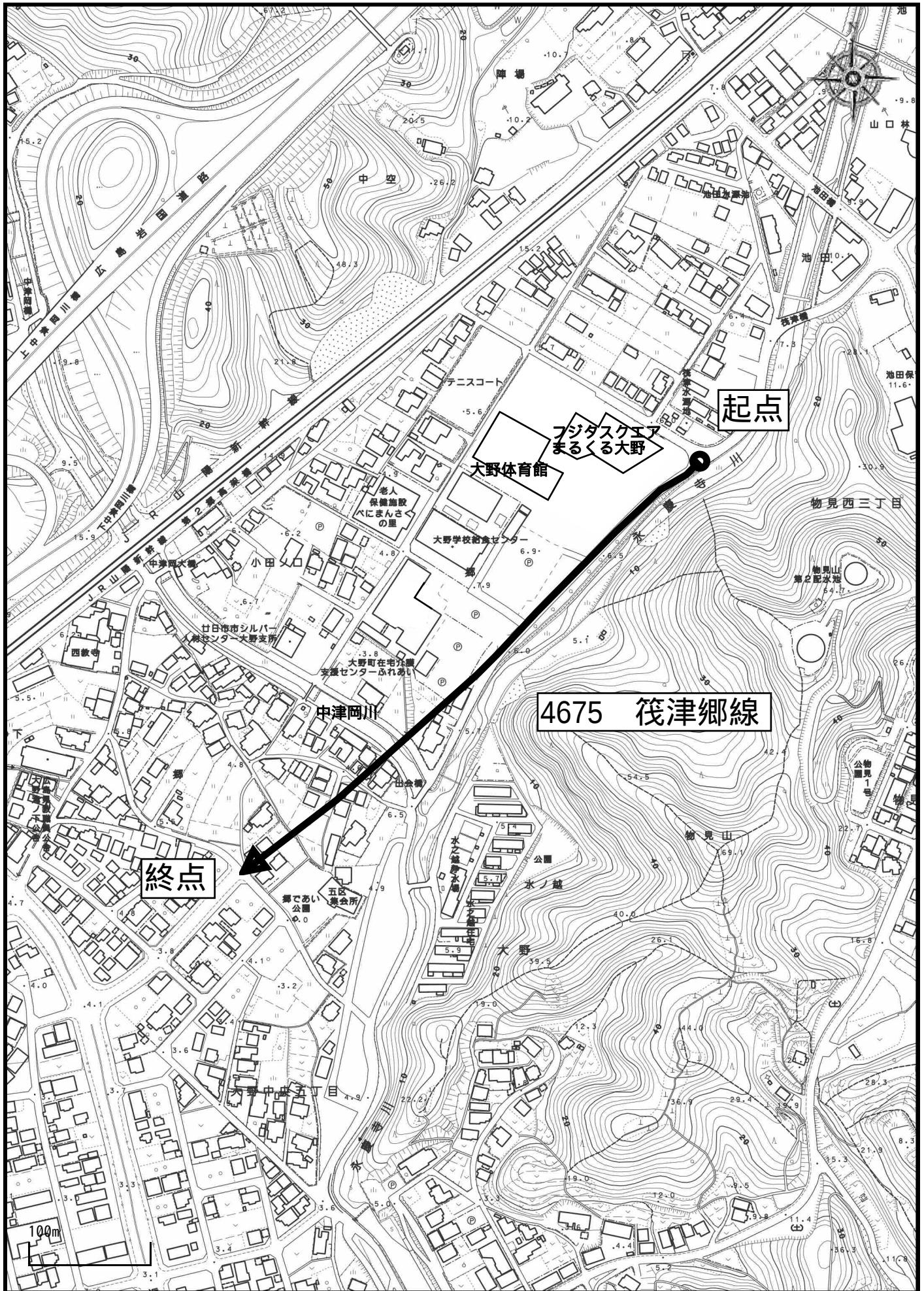
認定路線図 6



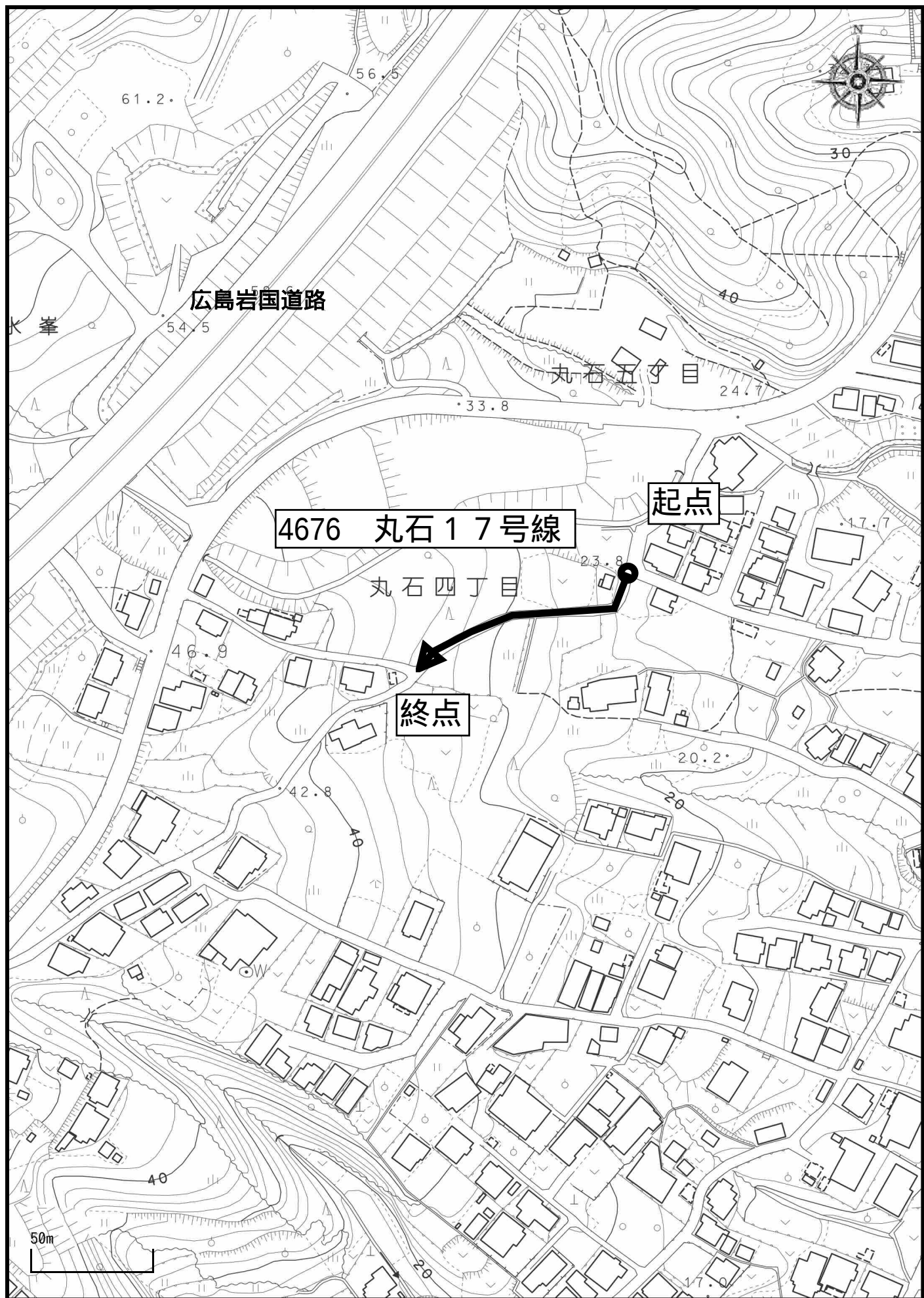
認定路線図 7



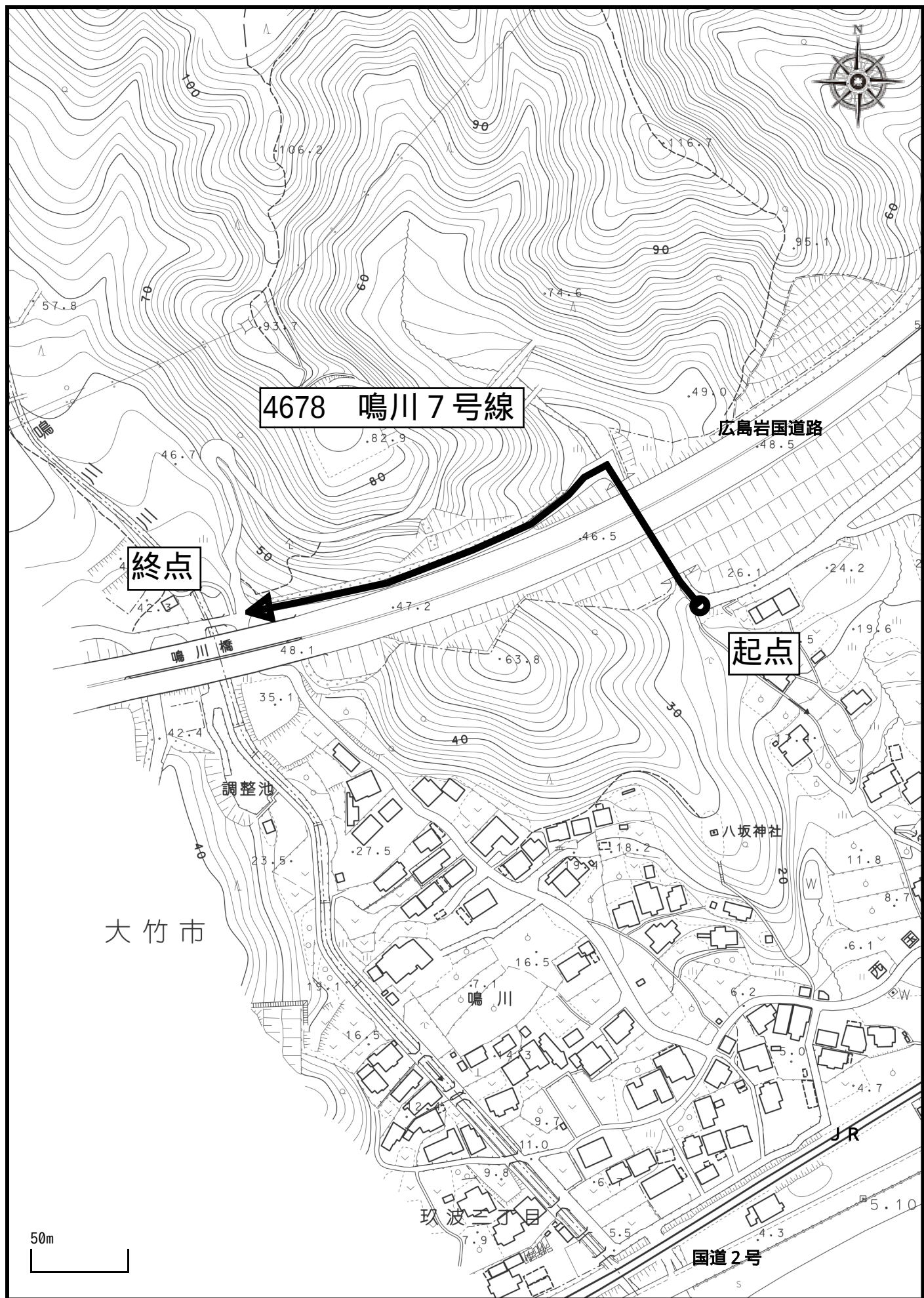
認定路線図 8



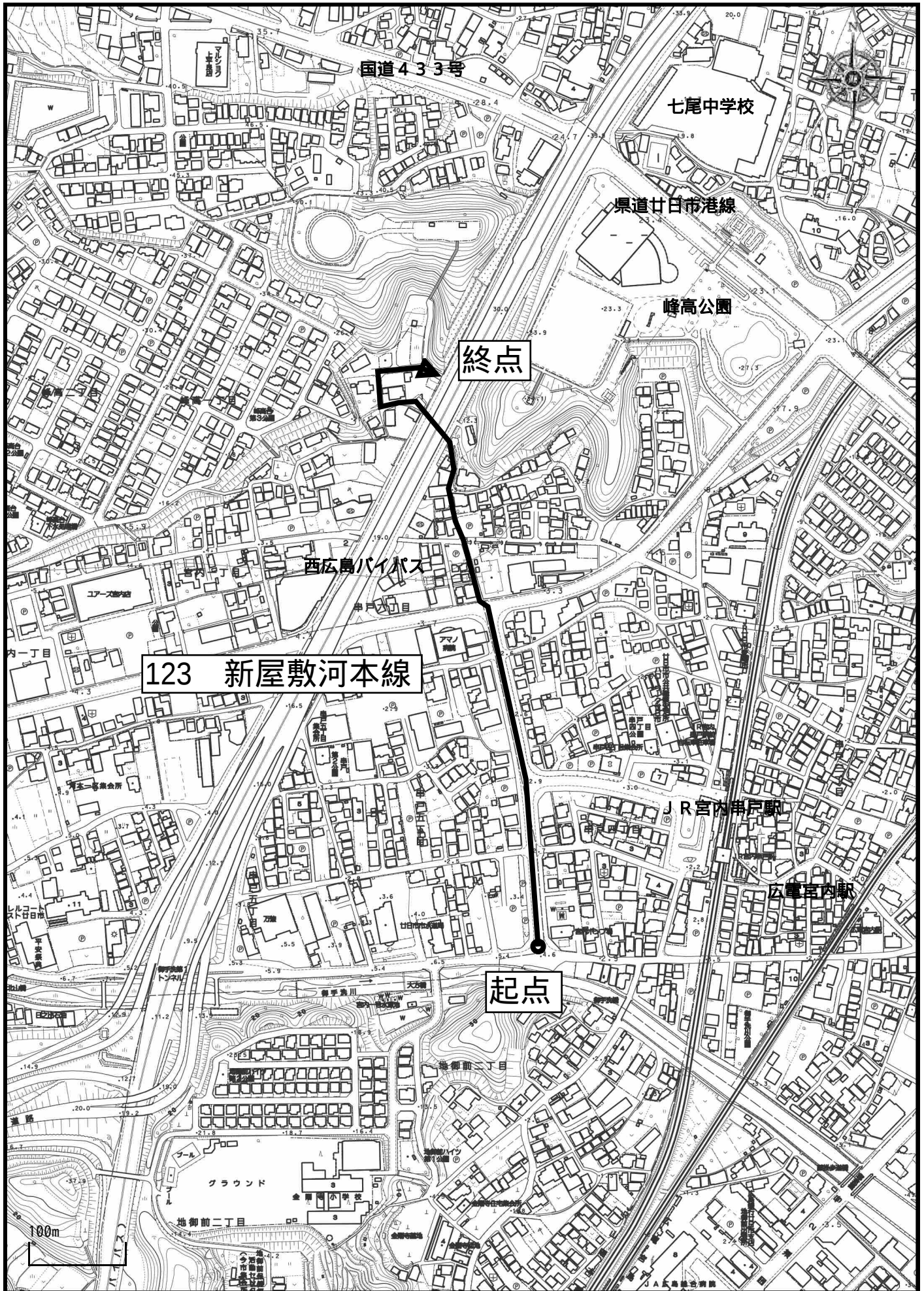
認定路線図 9



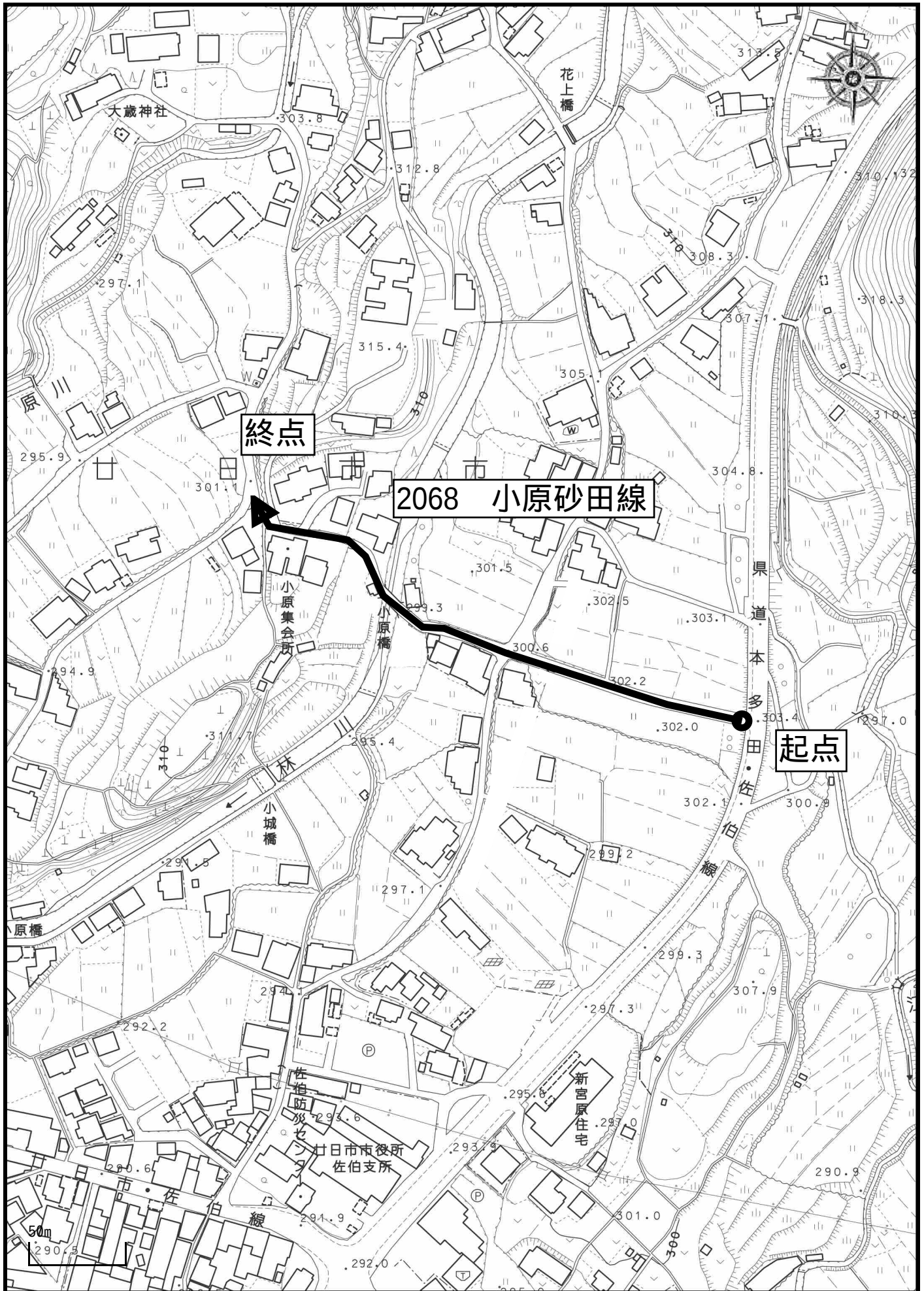
認定路線図 10



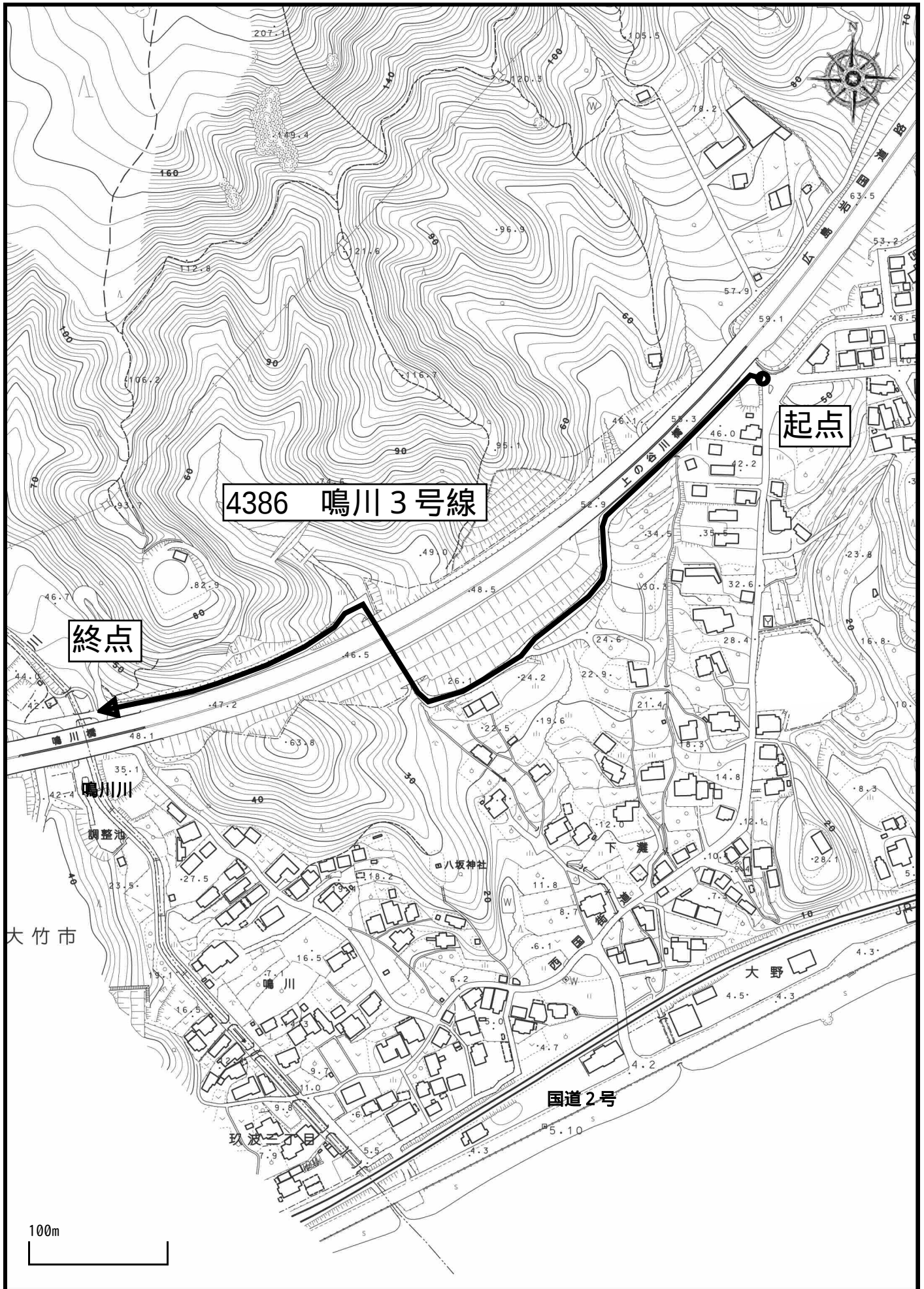
廃止路線図 1



廃止路線図 2



廃止路線図 3



(議案第 4 0 号)

財産の取得について

(教 育 委 員 会)

1 提案の要旨

廿日市市立の小学校 1 7 校に整備する図書を買入れようとするものである。

2 取得する財産

品 名 令和 6 年度使用小学校教師用教科書及び指導書

数 量 教科書 2, 8 9 5 冊

指導書 2, 5 2 3 冊

3 取得価格 6 0, 6 4 9, 5 2 5 円

4 相 手 方 廿日市市桜尾本町 4 番 7 号

株式会社 秦政書店

代表取締役 秦 健 太

5 根拠法令

議案第 3 8 号説明書に同じ。

(議案第 4 1 号)

財産の取得について

(消 防 本 部)

1 提案の要旨

廿日市消防署及び大野消防署に配備する車両を買い入れようとするものである。

2 取得する財産

品 名 高規格救急自動車

数 量 2 台

3 取得価格 4 5 , 5 7 3 , 0 0 0 円

4 相 手 方 廿日市市桜尾本町 1 4 番 4 号

株式会社 タケウチ自動車

代表取締役 竹 内 利 雄

5 根拠法令

議案第 3 8 号説明書に同じ。

(議案第 4 2 号)

財産の取得について

(消 防 本 部)

1 提案の要旨

廿日市消防署に配備する車両を買い入れようとするものである。

2 取得する財産

品 名 はしご付消防自動車

数 量 1 台

3 取得価格 2 4 9 , 7 0 0 , 0 0 0 円

4 相 手 方 広島市中区舟入南三丁目 1 3 番 3 号

株式会社 三葉ポンプ

代表取締役 筒 井 敏 之

5 根拠法令

議案第 3 8 号説明書に同じ。

(議案第 4 3 号)

廿日市市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

(人 事 課)

1 提案の要旨

(1) 青木春好委員及び酒井龍夫委員は、令和 6 年 3 月 3 1 日をもって任期が満了するので、その後任委員を選任しようとするものである。

(2) 後任委員

水 野 和 夫 (新任)

山 口 靖 (新任)

(3) 現在の委員は、次のとおりである。

木 曾 忠 明

佃 祐 世

青 木 春 好

酒 井 龍 夫

河 原 直 己

2 根拠法令

地方税法

第 4 2 3 条

③ 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

(議案第 4 4 号)

廿日市市監査委員の選任の同意について

(人 事 課)

1 提案の要旨

- (1) 識見を有する者のうちから選任された横山泉委員は、令和 6 年 3 月 31 日をもって任期が満了するので、その後任委員を選任しようとするものである。

(2) 後任委員

河 野 行 信 (新任)

- (3) 現在の委員は、次のとおりである。

横 山 泉

栗 栖 俊 泰

2 根拠法令

地方自治法

第 1 9 6 条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

(議案第 4 5 号)

廿日市市公平委員会委員の選任の同意について

(人 事 課)

1 提案の要旨

(1) 大和耕一委員は、令和 6 年 3 月 3 1 日をもって任期が満了するので、その後任委員を選任しようとするものである。

(2) 後任委員

大 和 耕 一 (再任)

(3) 現在の委員は、次のとおりである。

水 中 誠 三

青 木 晴 美

大 和 耕 一

2 根拠法令

地方公務員法

第 9 条の 2

② 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

(議案第 4 6 号)

廿日市市教育委員会委員の任命の同意について

(人 事 課)

1 提案の要旨

(1) 片嶋学委員が、令和 5 年 1 1 月 1 0 日をもって辞職したので、その後任委員を任命しようとするものである。

(2) 後任委員

石 角 剛 (新任)

(3) 現在の委員は、次のとおりである。

山 川 肖 美

松 本 良 子

岡 本 美紀子

大 島 久 典

2 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第 4 条

② 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

(諮問第 1 号)

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

(人権・男女共同推進課)

1 提案の要旨

(1) 青木敬子委員及び中田禎二委員は、令和 6 年 6 月 3 0 日をもって任期が満了するので、その後任委員を推薦しようとするものである。

(2) 後任委員

中 田 禎 二 (再任)

岡 本 直 美 (新任)

(3) 現在の委員は、次のとおりである。

兒 玉 宣 明

前 田 幸 子

青 木 敬 子

梅 本 光 子

西 田 弘 展

河 野 和 夫

下 桶 博 美

中 田 禎 二

石 井 憲 幸

能 島 美 緒

倉 田 耕 三

小早川 雅 子

向井田 さつき

石 角 剛

奥 志保江

北 山 若 音

吉 賀 忠 雄

2 根拠法令

人権擁護委員法

第6条

- ③ 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。